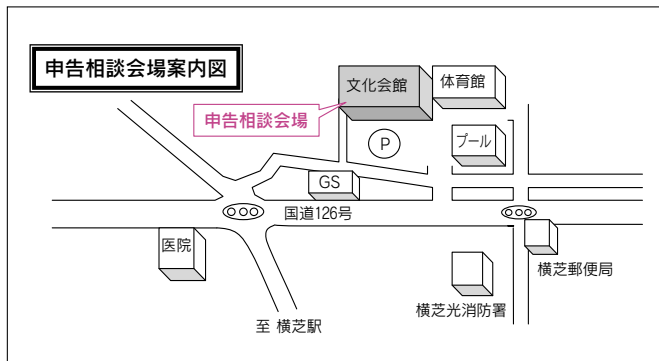


○地区割日程表

とき	地区割
2月19日(月)	大総地区・東陽地区
2月20日(火)	横芝地区(栗山・鳥喰以外)・南条地区
2月21日(水)	横芝地区(栗山・鳥喰)・日吉地区
2月22日(木)	上堺地区・白浜地区
2月23日(金)	大総地区・東陽地区
2月26日(月)	横芝地区(栗山・鳥喰以外)・南条地区
2月27日(火)	横芝地区(栗山・鳥喰)・日吉地区
2月28日(水)	上堺地区・白浜地区

※都合の悪い方は、他の日でも相談できます。



■相談会場 文化会館 集会室
■申告相談 午前9時～正午
午後1時～4時
(受付は、午前8時～午後4時)
※期間中の土・日曜日を除く毎日

次の申告相談は、町では受けられませんので、東金税務署へお願いします。

- ・青色申告
 - ・土地・建物及び株式等の譲渡所得が含まれる確定申告
 - ・雑損控除
 - ・消費税
 - ・贈与税
 - ・相続税
- ※記入済の申告書は、提出のみ税務課と文化会館で受付ます。

申告書にはマイナンバーの記載が必要です

平成28年分以降、所得税及び復興特別所得税・消費税及び地方消費税・贈与税の申告書は、税務署へ提出する都度、マイナンバー(個人番号)の記載と、本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。

《本人確認書類の例》

- ①マイナンバーカード(個人番号カード)のみ
- ※【番号確認書類】と【身元確認書類】を兼ねています。

②通知カードなど【番号確認書類】+運転免許証や

公的医療保険の被保険者証など【身元確認書類】※郵送で申告書を提出する場合は、①の写し(表裏両面)または②の写しを添付してください。
※ご自宅からe・Taxで送信する場合は、本人確認書類の提示または写しの提出は不要です。

申告をしなかったら

税の申告は、国民健康保険料や介護保険料の算定資料や福祉、医療・教育資金などの給付や保育料などの判定基準にもなっています。申告期限までに申告しなかった場合、国民健康保険料や介護保険料が正しく算定されなかったり、各種申請、手続きに必要な所得証明書等が発行できなくなり、申告していただきます。

事業等による所得のある方の申告相談には

平成26年1月以降、事業所得、農業所得、不動産所得等を生ずべき業務を行っている全ての方(事業規模の大小にかかわらず)に、記帳と帳簿等の保存が義務付けられました。

日ごろから記帳し続けることで、確定申告書の作成も容易になります。収支内訳書の作成の相談を希望する方は、帳簿等と前年の申告書控えもご持参ください。

消費税及び地方消費税(個人事業者)の確定申告は4月2日(月)まで

平成29年分の「課税事業者」は、次の方々です。

- ・平成27年分の課税売上高が1,000万円を超える事業者
- ・平成27年分の課税売上高が1,000万円以下の事業者で、平成28年12月末までに「消費税課税事業者選択届出書」を提出している事業者
- ・前項に該当しない場合で、平成28年1月1日から平成28年6月30日までの期間(特定期間)の課税売上高が1,000万円を超える事業者

※消費税及び地方消費税の確定申告書には、課税期間中の課税売上げの額及び課税仕入れ等の税額に関する付表(明細書)を添付する必要がありますのでご注意ください。

問東金税務署

☎0475(52)3121

税務課税班

☎(84)1212